

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と当麻町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1イの表子育て支援体制の充実の項中「NPO法人」を「NPO法人等」に改め、同表ウの表図書館相互のネットワーク化の項の前に次のように加える。

不登校児童生徒の受入機関の共同利用	取組の内容	圏域の学校教育環境の向上を図るため、甲において、不登校児童生徒の受入れを行う。
	甲の役割	圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室に受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。
	乙の役割	甲が設置、運営する旭川市適応指導教室を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。

別表第1オの表消防防災体制の整備の項中「消防防災体制」を「防災体制」に改める。

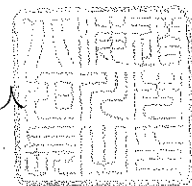
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年12月20日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長 西川 将 人



上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

乙 当麻町

当麻町長 菊川 健

